

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ  
(コード番号 8316)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 11 期定時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の目的

不要となりました種類株式に関する定めを削除するとともに、主要国の金融監督当局で構成されるバーゼル銀行監督委員会にて合意された自己資本比率規制の厳格化を含む国際的な規制の枠組み（いわゆる「バーゼルⅢ」）に対応するため、定款を次のとおり変更するものです。

#### (1) 不要な種類株式の定めを削除

不要となりました第六種優先株式に関する定めを削除し、発行可能株式総数を減ずるため、現行定款第 6 条、第 7 条、第 15 条及び第 18 条を変更するものです。

#### (2) バーゼルⅢへの対応

バーゼルⅢを反映した金融庁の告示に基づき、新たな自己資本比率規制が平成 25 年 3 月 31 日から適用されていますが、当社が新規制を充足するかたちで優先株式を自己資本に算入するためには、当社が実質的な破綻状態になった場合に当社が無償でまたは普通株式を対価として発行済の優先株式を取得する旨の条項を定款で定める必要があります。

このため、当社が優先株式を発行した場合に新規制に則り自己資本に算入できるようにするべく、現行定款第 18 条に第 2 項を新設するものです。同項による優先株式の取得が行われるのは当社が実質的な破綻状態になった場合に限られますので、通常時には同項による普通株式の希薄化は生じません。また、各種優先株式のその他の内容に変更はありません。

なお、当社は、現時点では、優先株式を発行しておらず、また、優先株式を発行する予定はございません。本件は、あくまで新規制に対応するために定款を変更するものです。

### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年 6 月 27 日（予定）

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】  
広報部 TEL：03-4333-3730

## 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,634,001株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,564,000株</u>とする。</p>
<p>(発行可能種類株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能種類株式総数は、普通株式が3,000,000,000株、第五種優先株式が167,000株、<u>第六種優先株式が70,001株</u>、第七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。</p>	<p>(発行可能種類株式総数)</p> <p>第7条 当社の発行可能種類株式総数は、普通株式が3,000,000,000株、第五種優先株式が167,000株、第七種優先株式が167,000株、第八種優先株式が115,000株、第九種優先株式が115,000株とする。</p>
<p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第六種優先株式 <u>1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</u></p> <p>第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第15条 当社は、第44条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下優先配当金という）を行う。ただし、当該事業年度において第16条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。</p> <p>第五種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第七種優先株式 1株につき200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第八種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>第九種優先株式 1株につき300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額</p> <p>②ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p> <p>(取得条項)</p> <p>第18条 当社は、第五種優先株式、<u>第六種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式</u>について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p>(新 設)</p>	<p>③優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。</p> <p>(取得条項)</p> <p>第18条 当社は、第五種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢や当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p><u>②当社は、第五種優先株式、第七種優先株式、第八種優先株式及び第九種優先株式について、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める当社に適用のある自己資本比率規制に基づく実質的な破綻状態（以下実質破綻状態という）に関する事由が生じた日（以下取得事由発生日という）、または実質破綻状態になった場合において取得事由発生日に先立ち取締役会が別に定める日に、無償でまたは普通株式の交付と引換えに、その全部を取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、当社に適用のある自己資本比率規制、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式を初めて発行するときまでに相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</u></p>